

船員の確保・育成を目的とした船舶に対する免除及び緩和規定 に関する事項

改正規則等

鋼船規則 A 編及び R 編
鋼船規則検査要領 A 編

改正事項

船員の確保・育成を目的とした船舶に対する免除及び緩和規定に関する事項

改正理由

平成 28 年 4 月に国土交通省が設置した「内航海運の活性化に向けた今後の方向性検討会」で取りまとめられた「内航未来創造プラン（平成 29 年 6 月）」において、船員の確保・育成策（船員配乗のあり方、安全基準の緩和）への取組みが進められることとなった。

これに伴い、一定の条件を満たす小型の船舶を対象に、船舶設備規程（昭和 9 年逓信省令第 6 号）、船舶消防設備規則（昭和 40 年運輸省令第 37 号）、船舶機関規則（昭和 59 年運輸省令第 28 号）並びに危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和 32 年運輸省令第 30 号）（昭和 32 年運輸省令第 30 号）の一部を免除又は緩和するため、船舶検査心得の改正が実施された。このため、本会規則においても、一定条件を満たす小型の船舶を対象とする免除及び緩和規定を設けた。また、併せて、本会規則と国内法を整合させるための見直しを行った。

このため、改正された船舶検査心得及び上記見直しに基づき、関連規定を改めた。

改正内容

- (1) 船員の確保・育成を目的とした船員室の増設又は拡大により総トン数が 500 トン以上となった船舶のうち、総トン数が 510 トン未満の国際航海に従事しない船舶については、地方運輸局等の確認を受けたことを証する書類の交付を受けることを条件に、一部の要件を除き総トン数が 499 トンの船舶として取扱うことができる旨、鋼船規則 A 編に規定した。
- (2) 鋼船規則 R 編 21 章の記述を見直し、一部修正した。

改正条項

鋼船規則 A 編 1.1.1
鋼船規則 R 編 21.2.1, 21.2.3
鋼船規則検査要領 A 編 A1.1.1, 表 A1.1.1-1.